

事 務 連 絡
令和6年2月20日

富山県 危機管理局防災・危機管理 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

在宅等で避難生活を送る被災者への継続的な支援について（依頼）

現在、避難所数や避難所の避難者数は、減少傾向にあるところですが、被害のあった自宅において、引き続き避難生活を送っている被災者や、避難所から自宅に戻って避難生活を送る被災者の方々もいらっしゃることから、こうしたの方々について、引き続き、必要な支援を行うことが重要です。

つきましては、下記について留意いただき、関係部局、管内の市町村に周知いただくとともに、都道府県及び管内の市町村が連携した取組をお願いします。

記

内閣府では、「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等において、避難所は在宅避難者等の支援拠点としての機能を有することや、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切であること等をお示しし、在宅避難者等の支援に関する避難所の役割を周知してきたところです。

今般の災害においても、令和6年1月1日付け府政防第8号「避難所の確保及び生活環境の整備等について（依頼）」及び令和6年1月8日付け事務連絡「在宅避難者等への物資の配布について」において、上記の旨や必要な物資配布の実施等についてお願いしたところですが、こうした取組の継続をお願いします。

また、在宅等の被災者の支援を避難所で実施する場合であっても、毎回物資を取りに行くには遠い、高齢等であることを理由に、近所でないと物資を取りに行くことが困難、といった被災者の方々がいらっしゃることも想定されます。

このため、例えば、当該避難所を利用する被災者がいる地域に支援拠点を設置し、当該支援拠点において、飲料水や食品の給与、炊き出しの実施、避難所で配布している物資と同様の物資の配布、支援情報の提供、仮設トイレの設置等を行うことなどにより、在宅等の被災者の支援の実施をお願いします。

なお、こうした支援拠点（必ずしも滞在する者がいることを要しない）におい

て支援を実施した場合についても、災害救助法の「避難所の供与」又は「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」により行われる支援内容に該当する範囲で、同法による国庫負担の対象となります。

以 上

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
参事官補佐 新井、主査 信藤
TEL : 03-3502-6984（直通）